

富山市医師会会費等賦課徴収規程

第1条 この規程は、公益社団法人富山市医師会（以下「本会」という。）定款第8条及び、定款施行規則第5条の規定により定める。

第2条 本会が会員から賦課徴収する会費は次の会員区分に従い賦課徴収する。

A会員（開業又はそれに準ずる会員） 医療機関の開設者、管理者、医療法人等の理事長、老健施設の管理者及びこれに準ずる会員

B 1 会員（勤務長会員） ・ ・ ・ ・ ・ 富山県医療計画における公的医療機関等の管理者である会員

B 2 会員（勤務会員） ・ ・ ・ ・ ・ 公的・私的医療機関、官公庁、大学あるいは研究所等に勤務する会員

B 3 会員 ・ ・ ・ ・ ・ 臨床研修医（医師法第16条の2における臨床研修を行う者）

C会員 ・ ・ ・ ・ ・ 上記のいずれにも該当しない会員

2 会費賦課徴収は前項の区分により、下記各号に従い会費賦課額表（別表）により決定する。

(1) A会員の賦課額は自主申告により前年度の医業所得を基準にする。なお、給与所得者にあつてはその給与課税所得を基準として申告するものとする。また、自己申告の時期が当該年度当初（4月）になるため前期分は前年度の自主申告に基づいて暫定的に賦課し、後期分で調整する。

(2) 当該年度及びその前年度に開業した会員は、新規開業会員として賦課する。

(3) 当該年度の状況により会員区分を変更することがある。

(4) 前項に規定する会員区分のうち2つ以上にわたる場合は、その主たるものに該当するものとして取り扱う。

(5) 疑義が生じた場合は理事会において協議し決定する。

3 前項に規定する会費は、毎事業年度の管理運営経費（法人会計）に使用する。

第3条 会費は、前期（4～9月）、後期（10～3月）の2期とし、5月、10月に分けて徴収するものとする。ただし、各期の中途において新たに会員となった場合は入会と同時に当該期分の会費を徴収する。また、各期の中途において退会若しくは会員区分を変更する場合は、当該期分の会費を徴収し、既に納入された会費については返還しないものとする。

第4条 会員において次に掲げる事由により会費および負担金の額が過重であると認められるときは、その減免を本会に申請し、理事会の決定により減免することができる。

(1) 会費徴収の各期において満年齢83歳に達するとき。ただし、4月1日において入会后満5年未満の場合は適用しない。

(2) 前項によるものの他、疾病、出産育児、その他特別の事由により理事会の決定を経て会費の減免を適当と認められたもの。

2 高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。

第5条 本会の経費に不足を生じたときは、総会の議決を経て追加徴収することができる。

2 本会は、日本医師会および富山県医師会の委託を受けてその会費を徴収することができる。

第6条 正当な理由なく1年以上会費及び負担金等の納入を怠ったときは、定款施行規則第3条第1項により、総会の決議にて当該会員に対し戒告、権利の一部停止、又は除名の処分をすることができる。

第7条 会費及び負担金の賦課徴収に関してはその都度総会において定める。

第8条 この規程の変更は富山市医師会総会の議決を経なければならない。

会費賦課額表 (別表)

	所得金額	一律	所得割	年額
A会員	3,000万円以上	70,000円	110,000円	180,000円
	2,000万円超	70,000円	80,000円	150,000円
	1,000万円超	70,000円	40,000円	110,000円
	600万円超	70,000円	10,000円	80,000円
	600万円以下	70,000円	0円	70,000円
	新規開業	70,000円	0円	70,000円
B1会員		70,000円	0円	70,000円
B2会員		20,000円	0円	20,000円
B3会員		8,000円	0円	8,000円
C会員		10,000円	0円	10,000円
免除会員		0円	0円	

附 則

この規程は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日現在において満年齢75歳以上の者にあつては従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この規程の一部改正は平成25年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号については暫定措置として、平成26年度より満81歳以上、平成28年度より満82歳以上を会費減免の対象とし、平成30年よりこの暫定措置を廃止する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は平成27年4月1日から施行し、改正後の第1条第3項の規定は、平成26年4月1日より適用する。
- 2 第1条第1項については平成27年4月1日の施行日以後に入会・異動した会員より適用する。

附 則

この規程の一部改正は平成28年7月1日から施行する。ただし、第1条第2項及び第2条のうち平成28年度の「後期分」は「第2・3期分」と読み替えまとめて10月に徴収するものとする。

附 則

この規程の一部改正は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項については経過措置として、令和5年3月31日において会員であり、かつ、医師免許取得後8年未満（令和5年4月1日現在）の医師である者は、医師免許取得後満8年に達する年度の末日までをB3会員と同様に取扱うものとする。